

# 資料



# 第2次韓国低出産・高齢社会基本計画

## ゼロマジプラン 2015

2010年10月

高齢化対策部分

高齢者の暮らしの質の向上基盤の構築



## ．高齢者の暮らしの質の向上基盤の構築

- 1．ベビーブーム世代高齢化への対応体系の構築
- 2．安定的で活気に満ちた老後生活の保障
- 3．高齢者に優しい社会環境の造成

### 推進背景

第1次基本計画によって安定した老後生活のための制度的基盤を拡充したが、高齢化によりもたらされる社会変化への本格的対応が不十分である。

基礎老齢年金、老人長期療養保険制度を導入し、家族と個人の老人扶養負担を社会が分担することによって老後の暮らしの質を向上させることに寄与した。

しかし、年金制度、雇用など各制度の死角地帯は依然広く、老人人口の増加がもたらす未来の世代の扶養負担の増加に対する具体的な対策が不十分である。

韓国の高齢化速度は世界最高水準であり、老人の特性変化も同時に進行中である。

'00年高齢化社会（老人人口比率7%）'18年高齢社会（14.3%）'26年超高齢社会（20.8%）と移行し、全世界で最も速い速度で高齢化が進行している。

ベビーブーム世代（'55年～'63年生、712万人）が'10年から引退し始め、'20年から老人世代に入ることによる社会経済的影響が大きいものと予測される。

ベビーブーム世代を含む未来の老人世代は、従来とは異なり教育水準が相対的に高く、社会参加欲求も高い。

現世代の老人は30%以上が無学であるが、ベビーブーマーは約30%が高卒以上である。

大規模人口集団であるベビーブーム世代（人口の14.6%）の本格的な引退と高齢化に備える必要がある。

平均寿命の伸張により老後の勤労能力と勤労欲求の両方が増加しているが、企業の早期退職慣行は継続している。

主な職場の退職平均年齢は53歳であり、企業の平均定年は57歳にすぎない。

現行の公的年金について財政長期不安定問題が引き続き提起されており、死角地帯もまた広範囲であることから、老人の貧困が深刻化することが予測される。

ベビーブーム世代の国民年金加入率は61.3%（452万人）、保険料納付者47.1%は（347万人）にすぎない。

老人人口の増加にともなって老人医療費が大きく増加している状況において、今後ベビーブーム世代が高齢層に突入すると健康保険制度の財政健全性に否定的な影響を及ぼす恐れがある。

健康保険において65歳以上の老人診療費が占める割合：

（'02年）19.3% （'08年）30.8%に急増

急激に増加する老人人口に比べ、安定的な老後生活のための雇用・年金・医療分野の制度整備が不十分な状況にある。

勤労意欲のある老人に雇用が十分に供給されておらず、社会的雇用の賃金水準が急激に低下（月20万ウォン）しており、供給量も不足している（'10年、186千件）。

雇用のない老人70.0%（355万人）中の32.2%である114万人が今後働く意思がある（'08年）。

年金制度の未成熟により、現世代の老人の貧困率も高い状況にある。

老人世代の相対貧困率（中位所得50%以下）：韓国45.1%、OECD平均13.3%

痴呆患者の増加により長期療養需要が急増することが予想される。

65歳以上の老人の痴呆患者数予測：

約47万人（'10年） 75万人（'20年） 114万人（'30年）

社会活動が主に宗教・親睦に集中しており、多様な余暇文化および社会参加が不十分である。

65歳以上の老人の44.3%が宗教団体に、54.9%が親睦団体に加入しているが、文化活動団体加入率は0.7%、ボランティア参加率は5.3%にすぎない。

高齢者が安全で便利な社会活動を送るための住宅・交通など、高齢者に優しい社会環境の構築が必

要である。

老人の身体特性を十分に考慮していない住宅・交通環境により、住宅内での安全事故および交通事故が増加している。

住宅内で怪我をした経験のある高齢者：農村 32.3%、都市 20.0%

交通死亡者において老人が占める割合は 29.6%（'08 年）、死亡原因は「歩行中の死亡」（52%）である。

#### 基本方向

ベビーブーム世代、現世代の老人など、政策対象の特性を考慮して細部推進課題を体系化する。

ベビーブーマーの引退に備えた事前対応、安定的で活気に満ちた老後生活の保障、高齢者に優しい社会環境の造成を 3 大方向として推進する。

ベビーブーム世代の引退に備え、社会の各分野で事前対応基盤を構築する。

安定した所得を確保するためにさまざまな雇用機会を提供し（再雇用、転職・創業支援）、公的・私的年金制度を充実させる。

健康な生活の営みを目指して事前予防的な健康管理體系を構築し、未来の老人医療費の適正化を進める。

準備された老後のために老後設計サービスを支援し、高齢者の社会貢献度を高める。

安定的で活気に満ちた老後生活を保障し、未来の世代の負担を緩和するため、制度を充実させる。

高齢者が活動的・生産的な社会構成員としての役割を果たすことができるよう、さまざまな老人雇用を拡大する。

老人医療費負担を軽減するために医療保障を充実させ、高齢化にともなって増加する医療費支出の適正化を同時に進める。

ボランティアの活性化、余暇文化享有基盤の拡大により、高齢者が活動的・生産的な社会構成員としての役割を果たせるよう支援する。

高齢者が便利に生活できるよう、住居・交通といった社会基盤施設全般を高齢者に優しいものに改変する。

高齢者が安全で快適に生活できる住居・交通環境を造成する。

独居老人および虐待老人など、劣悪な環境にある老人の社会的保護システムを整備する。

#### 課題現況および重点推進課題

高齢社会の暮らしの質の向上基盤の構築		
ベビーブーム世代高齢化対応体系の構築	安定的で活気に満ちた老後生活の保障	高齢者に優しい社会環境の造成
<ul style="list-style-type: none"><li>・さまざまな労働機会の創造</li><li>・多層的な老後所得保障体系の確立</li><li>・事前予防的な健康管理体系の構築</li><li>・老後生活設計の強化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・雇用の拡充および体系化</li><li>・老人の貧困予防のための所得保障の拡大</li><li>・医療保障の充実と医療費支出適正化対策の構築</li><li>・さまざまな社会参加、余暇文化の機会の提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者に優しい住居・交通環境の改善</li><li>・老人権益の増進および老人恭敬基盤の整備</li></ul>

重点課題

全 78 課題で構成する。

ベビーブーマー高齢化対応体系の構築 36 課題、安定的で活気に満ちた老後生活の保障 30 課題、高齢者に優しい社会環境の造成 12 課題

「企業 高齢者に優しい賃金ピーク制の活性化」など、約 17 課題が重点課題に該当する。

ベビーブーマー世代高齢化対応体系の構築	さまざまな雇用機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業 高齢者に優しい賃金ピーク制の活性化</li> <li>・シニア創業の支援</li> </ul>	雇用労働部 中小企業庁
	多層的な老後所得保障体系の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職年金制度の早期定着および活性化</li> </ul>	雇用労働部 企画財政部
	事前予防的健康管理体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康検診の事後管理の強化および受検率の向上</li> <li>・保健所中心の統合健康管理体系の構築</li> <li>・慢性疾患管理プログラムの導入</li> </ul>	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部
	老後生活設計の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老後設計プログラムの開発および標準化</li> </ul>	保健福祉部
安定的で活気に満ちた老後生活の保障	雇用事業の充実化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人雇用の段階的拡大</li> <li>・雇用支援体系機能の調整および役割の強化</li> </ul>	保健福祉部 保健福祉部
	老人貧困予防のための所得保障対策の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地年金の導入</li> </ul>	農林水産食品部
	健康な老後生活および医療費支出の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人疾病の特性にあった健康保険保障性の拡大</li> <li>・健康保険支出の効率化による財政健全性の確保</li> <li>・質の高い老人療養サービスの提供</li> </ul>	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部
	さまざまな社会参加・余暇文化の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者ボランティア活動の専門化</li> <li>・高齢者余暇文化プログラムの開発・普及</li> </ul>	保健福祉部、教育科学技術部 保健福祉部、文化体育観光部
高齢者に優しい社会環境の造成	高齢者に優しい住居・交通環境の造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者用賃貸住宅の継続的供給</li> </ul>	国土海洋部
	老人権益の増進および老人恭敬基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居老人保護の強化（老人ケアサービスの拡大）</li> </ul>	保健福祉部

# 1 ベビーブーム世代高齢化対応体系の構築

## 1-1 さまざまな雇用機会の提供

### 高齢者の雇用延長

#### ア. 現況

平均寿命は伸び続けているが（'80年 65.7歳 '10年 79.6歳）、勤労者の平均退職年齢は 57 歳水準に停滞しており、老後生活への不安が増している。

法定定年勤告年齢は 60 歳であるが、単一定年制を施行している事業場の平均定年は 57.2 歳であり、'00 年以後引き続き同一水準のままである。

（'00年）57.2歳 （'03年）56.7歳 （'06年）56.9歳 （'08年）57.1歳 （'09年）57.2歳  
（雇用部、'10年）

#### 雇用上の年齢差別の禁止および高齢者の雇用促進に関する法律

第 19 条（定年）事業主が勤労者の定年を定める場合には、その定年が 60 歳以上となるよう努力しなければならない。

賃金ピーク制補填手当の導入（'06 年）以後、賃金ピーク制を導入した事業場は増加し続けているが（'09 年 100 人以上の事業場中 9.2%）、

補填手当志願要件が厳格であり、高齢者に合った職務の開発が困難であることなどから、導入に困難を感じている事業場が多数である。

#### 100 人以上の事業場における賃金ピーク制導入率

2005 年	2.3%
2007 年	4.4%
2009 年	9.2%

資料：賃金ピーク制実態調査（雇用部、'08）

#### 賃金ピーク制の導入が困難な事由

労使協議が不調	37.6%
適合する職務開発が困難	31.9%
賃金削減に伴う所得減少への憂慮	28.9%
その他	1.6%

資料：賃金ピーク制実態調査（雇用部、'08）

高齢者の再就職が困難なことを考慮し、主な職場で雇用が安定するよう「高齢者雇用促進奨励金」制度を施行中であるが（'95 年～）、活性化は不十分である。

#### 定年延長奨励金および定年退職者継続雇用奨励金の概要

支援類型	支援対象	支援水準
定年延長	・定年を 56 歳以上と 1 年以上延長した事業場において 18 か月以上勤務した者を雇用した事業主	・1 人あたり月 30 万ウォンを定年延長した期間の 1/2 の期間支援
定年退職者の継続雇用	・定年を 57 歳以上とする事業場で 18 か月以上継続勤務した後定年となった者を継続雇用した、または定年退職後 3 か月以内に再雇用した事業主	・1 人あたり月 30 万ウォンを 6 か月間支援（500 人以下の製造業は 12 か月）

'10 年からベビーブーム世代（'55 年～63 年生、712 万人）の引退が始まり、高齢者の雇用延長問題が本格化するものと予想される。

## イ．推進計画

企業 高齢者に優しい賃金ピーク制の活性化

賃金ピーク制保全手段支援要件を改善し、賃金ピーク制への進入障壁を緩和する。

定年退職後に再雇用した際の事業主・勤労者間の契約による場合も支援する（高齢者雇用推進法の改定）。

賃金ピーク制支援要件を類型別に別途設定し、賃金ピーク制を充実させる。

定年延長型賃金ピーク制の適用対象の年齢を引き下げ（現 54 歳 50 歳）、支援期間を拡大する（最大 6 年 最大 8 年）。

定年延長誘発効果のない定年保障型賃金ピーク制を廃止し、労働時間短縮型賃金ピーク制および再雇用型賃金ピーク制の支援要件を別途新設する。

「地方官署別集中管理制」および高齢者「雇用延長コンサルティング」の施行によって賃金ピーク制導入事業場を体系的に管理する。

## 改編策

区分	現行	現行	
賃金ピーク制保全手段	定年延長型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピーク時の別途規定なし</li> <li>・ピーク時の 10%以上減額</li> <li>・ピーク時との賃金差額の 1/2 を支援</li> <li>・最大 6 年（54 歳から支援）</li> <li>・限度は 1 人あたり年間 600 万ウォン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50 歳以後から減額</li> <li>・ピーク時の 20%以上減額</li> <li>・ピーク時の 80%以下の減額分を支援</li> <li>・最大 8 年（50 歳から支援）</li> <li>・限度は 1 人あたり年間 600 万ウォン</li> </ul>
	労働時間短縮型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途の支援要件なく、定年延長型と同一</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当期間の所定労働時間がピーク時の 1/2 以上減少</li> <li>・ピーク時の 50%以上を減額</li> <li>・ピーク時の 50%以下の減額分を支援</li> <li>・限度は 1 人あたり年間 300 万ウォン</li> </ul>
	再雇用型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途の支援要件なく、定年延長型と同一</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定年が 57 歳以上である事業場の定年退職者に限定</li> <li>・1 年以上再雇用する場合</li> <li>・最大 4 年間支援</li> <li>・定年延長後再雇用によって継続する場合は最大 10 年間</li> <li>ただし、減額率、支援制限所得、支援金額などは定年延長型と同一</li> </ul>
	定年保障型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途の支援要件なく、定年延長型と同一</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実効性不足により廃止</li> </ul>
	事業主支援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途支援要件なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金ピーク制を 1 年以上施行し、60 歳以上定年（雇用）に延長</li> <li>・適用勤労者 1 人あたり月 20 万ウォンずつ最初に導入した 1 年間のみ支援</li> </ul>

## 高齢者雇用促進奨励金制度の改編

高齢者定年延長奨励金を定年廃止時にも支援するという規定を新設する。

## ベビーブーム世代の雇用対策を促進

労使政の代表により構成された「ベビーブーム世代雇用対策委員会」\*の議論に基づいて雇用延長などベビーブーム世代の雇用対策を整備する。

\*主な議題： 中高齢者に優しい賃金・労働時間・退職制度の改善、 職業能力開発および転職支援など中高齢者の雇用促進、 労働誘引促進のための所得保全、 その他中高齢者の雇用に関連するインフラの拡充および労使の役割など

### 個別対応型高齢者転職および就職支援サービスの強化

#### ア．現況

50歳以上の中高齢者は失職後の再就職が困難であり、再就職しても所得水準が急激に下落する。また、職業訓練参加率が一般的に低く、非経済活動人口への離脱率が高いのが実情である。

職業訓練への参与率	
25～34歳	34.0%
35～44歳	34.6%
45～54歳	31.0%
55～64歳	23.6%

資料：統計庁、'09

中高齢者の転職および再就職支援のために「転職支援奨励金」制度を施行してきたが、支援要件が厳格であることや企業が前もって費用を負担しなければならないなどから、制度の活用率は低調である。

#### 転職支援奨励金支援事業場

区分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
支援事業場	20か所	22か所	16か所	24か所	45か所
支援人員	1,440人	1,845人	1,875人	1,482人	1,533人
支援金額	1,514百万ウォン	1,522百万ウォン	2,441百万ウォン	1,531百万ウォン	2,792百万ウォン

資料：雇用保険DB（雇用部、'05～'09）

中高齢者は急変する技術および組織環境への適応が相対的に困難であるにもかかわらず、中高齢者に特化した職業訓練機関が不足している。

#### イ．推進計画

##### 円滑な転職支援のための奨励金制度の改編

「転職支援奨励金」制度を民間委託事業に転換し、転職支援プログラムの活性化を図る。

民間委託の実施により政府が費用をサービス提供機関に直接支給するよう改善し、中小企業が費用を前もって負担しなければならないことからサービスの提供を避ける問題を解消する。

転職が成功した際に支給するインセンティブを導入し、転職サービス提供機関の転職成功への誘因を提供する（基本金と成果給を分け、1人あたり最大250万ウォンを支給）。

事業主だけでなく転職支援を望む勤労者も直接転職サービスを申請できるよう、申請権者を拡大する。

##### 高齢者特化型職業訓練・就職支援

高齢者の特性に応じて個別対応型就職支援サービスを提供する。

脆弱階層：「高齢者総合人材銀行」を育成し、脆弱階層の高齢者の「訓練 雇用 就業」を総合的に提供する（'10年16か所）。

高齢者人材銀行（'10年52か所）において優秀な成果を収めた機関を高齢者総合人材銀行に育成する。

専門人力：「中堅専門人力雇用支援センター」によって専門人力の再就職を活性化する（'10年5か所）。

全経連など経済団体を中堅の専門人力の雇用支援総合センターに追加育成し、求人・休職統合情報ネットワークを構築して、大 中小企業の協力事業を推進する。

高齢者特化職業訓練機関のモデル運営を進める。

’11年に2か所でモデル運営した後、その結果をもとに段階的に拡大するかどうかを検討する。

#### 中高年齢層就職成功パッケージの運営

就職条件が脆弱な中高年齢者を対象とした「低所得就業成功パッケージ」を運営し、就職を支援する。  
第1段階に参加した場合には参加手当月20万ウォン、第2段階（訓練）に参加した場合には生計維持手当（20万ウォン）を支給する。

#### 中高年齢女性対応型就職支援プログラムの運営

「女性が新しく働くセンター」によって中高年齢女性などを対象に職業相談、就職情報の提供、就職斡旋など個別対応型就職支援を行う。

#### 中高年齢者適合型の雇用創出および創業支援

##### ア．現況

退職中高年齢層は青・壮年層に比べて再就職が困難であり、政府レベルで社会的雇用事業などを進めているが、需要を満たすには不十分である。

経歴と経験を活かすことのできる安定的で持続可能な雇用を創出し、高年齢者雇用支援モデルを開発して、中高年齢層の労働機会を拡大することが必要である。

雇用競争倍数（’10年6月）：29歳以下2.1、30～54歳3.1、55歳以上22.5

賃金勤労者における非正規職（一時的・時間制・非典型勤労者）の割合（’10年3月）：  
15歳～54歳31.3%、55歳以上58.3%

##### 高年齢者採用忌避の事由

適合する仕事がない	53.5%
定年等の人事規定	16.8%
経営悪化で新規採用が困難	14.1%
その他	15.6%

資料：雇用部, ’09

##### イ．推進計画

#### 中高年齢者適合型社会サービス雇用の充実化

妊婦、障害者、児童、老人などの世話サービスなど中高年齢者が働くのに適した社会サービス雇用を拡充し、公共領域で中高年齢者の労働機会を提供する。

#### 中高年齢者幼児教育人材プールの構築

社会各界の中高年齢層で構成された専門人材プールを構成し、幼稚園プログラム\*に参加して講師として活動することが出来る基盤を整備する。

\*世界市民教育、科学創意教育、エネルギー教育、韓国文化アイデンティティ教育、伝統芸術教育分野の専門人材

実費レベルの活動費（交通費、食費など5万ウォン以内）を支給する。

専門人材と幼稚園が教育を志願・要請できるようにする「知恵の分かちあい」システムを構築・運営する。

#### 高年齢専門人材優先採用社会的企業の育成

地域社会の教育、環境、文化・観光、地域開発など、高年齢専門家の参加が容易な社会的企業モデルを発掘する。

専門資格とさまざまな経験を持つ高年齢人材を、社会的企業に専門人材として斡旋する。

’10年2月社会的企業291社中、環境51社（17.5%）、文化・芸術・観光・運動19社（6.5%）、教育11社（3.8%）の割合である。

大企業退職高年齢専門人材を採用した場合、社会的企業あたり1人を限度に1年間専門人材人件費の一部を支援する（’11年一時事業）。

[志願条件]1人あたり月150万ウォンを限度とし、自己負担を課す（自己負担：1年、10%）。

## シニア創業支援

シニアの特性を考慮した経歴活用型および趣味連携型などの新規創業モデル\*や、業種別教材およびプログラムを開発する。

\*シニアの個人的（特性、需要など）、環境的（産業、競争など）を考慮した事業化モデルを提示する。

専門教育機関および優秀講師の指定などシニア個別対応型創業教育を提供し、修了者に限り総合資金（最大5千万ウォン）優先支援対象に推薦する。

教育支援目標：（'10年）8百人（'11年）3千人（'12年）1.3万人（'13年）1.32万人

シニア創業ネットを通じて業務協約を結んだ企業・機関を中心に、退職専門人力DBを構築・運営する。

シニアのコミュニティ、教育、コンサルティングなどの活動を支援するため、自治体、公共機関などの遊休施設を活用してシニアビジネスプラザを指定・運営する。

'11年中に5か所を指定し、運営を進めている（自治体、大韓商工会議所、大学など）

## 中高齢人力の専門性活用の向上

### ア．現況

高学歴中高齢失業者、専門・技術管理職など潜在的な人材プールは豊富であるが、中小企業での専門人力不足現象は続いており、需要と供給の連結システムが必要である。

'10年8月統計庁経済活動人口調査によると、中高齢層（55歳～64歳）の大卒以上の失業者は7千人であり、非経済活動人口は220千人という水準である。

また、高齢者の専門・技術・行政管理者は332千人（全体の10.6%）であり、今後の潜在的な中堅専門人力求職者は豊富である。

'09年の「中小企業人力実態調査」によると、専門家の人力不足率が4.3%と最も高かった。

### 職種別人力構成および不足率

（単位：人、%）

区分	全体	事務管理職	専門家	生産職			サービス従事者	販売管理職
				技術職および準専門家	技能職	単純労務職		
現人員	2,087,541	553,417	71,016	236,185	493,920	651,002	16,047	65,954
不足人員	50,450	6,039	3,448	6,307	15,049	17,794	289	1,525
合計	2,137,991	559,456	74,464	242,492	508,969	668,796	16,336	67,479
不足率	2.36	1.08	4.63	2.60	2.96	2.66	1.77	2.26

人力不足率 = 不足人員 / (現人員 + 不足人員) × 100

資料：中小企業人力実態調査（'09）

低所得層就職支援とともに、中高齢退職人力の専門性を活用できるシステムを整備する必要がある。

### イ．推進計画

科学・研究分野の退職人力活用度の向上

高級人力の求人難に悩んでいる中小企業が退職専門研究人力を採用した場合には支援金を支給し、再就職を活性化させる。

高級科学技術人力が保有する研究経験を社会的に活用できるよう、科学技術情報分析、国立科学館キュレーター活動などを支援する。

### 中高齢者を活用した就職相談サービスの提供

韓国国内42か所の雇用センターで、青少年職業進路指導、就業隘路中・高齢求職者総合相談などの業務に教師、社会団体相談専門家出身などの高齢者\*を優先的に採用する。

\*教師・教授、企業・公共機関の人事などの業務、雇用・雇用分野関連の公共・民間研究所での勤務または研究、社会団体での相談業務などの関連者（該当経歴5年以上）、満55歳以上

さまざまな経歴を持つ高齢専門人を活用し、初・中・高校生を対象に進路相談業務を行うキャリアコーチ\*として育成する。

\*職業紹介、職業体験サークル指導、職業体験プログラムを運営し、キャリアコーチの活動領域を拡大する。

#### 退職人材活用承認組織の育成

会計実務能力不足などで事業遂行に困難をきたしている在来市場の商店街の商人たちと流通企業・行政公務員などの退職専門人材との連携事業を進める。

大企業退職専門人材を中小企業で採用した場合、「中小企業専門人材活用奨励金」を支給する。

勤労者1人あたり最初の6か月は毎月120万ウォン、その後の6か月は毎月60万ウォン（中小企業が該当専門人材に対して負担する賃金額の3/4）を支援する。

#### 中高齢女性の専門性を活用したメンタリングの拡大

専門的な業務経験を持つ中高齢女性の経験とノウハウを青年女性に伝授し、個別対応型コーチングを提供するサイバーメンタリング事業を拡大する。

#### 雇用上の年齢差別禁止制度の定着

##### ア．現況

高齢者に対する企業と社会の偏見、年齢による位階秩序と組織文化などが雇用忌避要因として作用し、高齢者の雇用市場再進入が困難な状況にある。

'01年11月～'09年12月末に国家人権委員会に受け付けられた障害、社会的身分など差別関連陳情事件7,065件中、年齢差別陳情事件は555件であり、陳情件数4位を占めた（人権委員会人権統計資料）

「雇用上の年齢差別禁止および高齢者雇用促進に関する法律」制定によって、雇用の全過程における年齢差別禁止制度が実施された。

（募集・採用は'09.3.22、その他の雇用部門は'10.1.1から施行）

高齢者が年齢ではなく能力で評価される法的根拠は整備されたが、制度を成功裏に定着させるためには継続して管理する必要がある。

##### イ．推進計画

###### エイジキャンペーンの実施

年齢差別禁止慣行の定着のため、総合的広報キャンペーンを展開する。

高齢者雇用強調週間（11月第3週）に記念式典を開催し、優秀企業および手記モデル事例を表彰するとともに、ストリートパフォーマンス・写真展、高齢者採用イベントを実施する。

###### 継続的な年齢差別モニタリングの実施

募集・採用関連の年齢差別モニタリングを実施し、制度を広報する。

事前の予防・広報を実施し、事業場指導・監督の強化などによって制度の早期定着を進める。

年2回以上モニタリングを実施して年齢差別と判断された事例を継続的に発掘し、地方官署で活用するよう指導する。

## 1-2 多層的な老後所得保障体系の確立

### 国民年金の長期持続可能性の改善

#### ア．現況

’07年の国民年金法制定により財政安定性を高めたが、保険料引き上げが反映されず、依然長期的な観点での財政の不安定要因が存在している。

所得代替率引き下げ（60% → 50%（’08年） → 40%（’28年））により、基金消尽年度を13年（’47年 → ’60年）に延長

#### 第2次国民年金財政計算結果（2008）

現行保険料率（9%）を維持した場合、国民年金基金は2043年に最大規模である2,465兆ウォンにいった後、2044年に当年度収支赤字が発生し、2060年に消尽する。

政府の出産奨励政策にともなって出生率がOECD平均水準

（現在家庭1.28 → ’15年以後1.60）に回復した場合、国民年金基金の消尽時点は4年延長される。

基金運用収益率が1%pt上昇した場合、国民年金基金消尽時点が9年延長される。

#### イ．推進計画

国民年金の長期持続可能性の向上

第3次財政計算時（’13年）に保険料の調整などの財政安定化対策を検討する。

’12年から長期的観点に立った財政健全性評価のための長期財政推計作業に着手する。

長期財政推計に基づいて’13年度の財政計算時に財政安定化対策を整備する。

安定性に基づいて基金を運用し、基金運用収益率を向上させる。

国民年金制度に対する国民の信頼の向上

生涯周期に応じて、学びの現場・職場および生活現場を訪問する国民年金教育を活性化する。

初中等学校教科書に制度を紹介し、早期教育を実施する。

老後設計サービス（CSA）相談を活性化する。

「私の年金 生涯月給、国民年金」キャンペーンを展開する。

#### 国民年金制度の概要

##### 国民年金制度とは

所得活動を行う際に前もって保険料を納付することによって、老齢、疾病、死亡などにより所得がないときに年金の支給を受け、最小限の安定した生活を営むことが出来るようにする所得保障制度である。

’88年1月に10人以上の事業場を対象に初めて施行して以来、’95年7月に農村・漁村地域の住民、’99年4月に都市地域の住民へと拡大し、全国民への年金制度を実施している。

##### 加入対象

韓国内に居住する18歳以上60歳未満の国民（ただし、他の公的年金に加入した者は除く）

当然適用	事業場加入者	事業場に従事する者
	地域加入者	都市および農漁村地域居住者
任意適用	任意加入者	当然適用対象者以外の加入申請者
	任意継続加入者	20年未満の加入者で60歳に達して継続加入を申請した者

##### 年金保険料

所得の9%（ただし、事業場加入者は使用者と加入者が4.5%ずつ負担する）

##### 加入者の現況（’09年12月末現在）

全加入者	事業場加入者	地域加入者			任意（継続）加入者
		小計	所得申告者	納付例外者	
18,624千人	9,867千人	8,680千人 (100%)	3,628千人 (41.8%)	5,052千人 (58.2%)	77千人

## 年金給付の種類

年度		受給要件	給付水準
老 齢 年 金	完全	20 歳以上で加入した後 60 歳に到達	給付算式による年金額 20 年未満の加入の場合には 5% ずつ減額
	在職者	10 年以上加入し、60 歳～64 歳である者で所得がある場合	年齢に応じて給付率を適用 60 歳（50%）、61 歳（60%）、62 歳（70%）、63 歳（80%）、64 歳（90%）
障害年金		加入中に発生した疾病・負傷などにより障害が発生した場合	障害等級（1～3 級）に応じて基本年金額の 60～100% を給付 障害 4 級は基本額の 225% を一時金として給付
遺族年金		加入者または受給権者の死亡時に遺族に給付	加入期間に応じて基本年金額の 40～60% を給付 対象：配偶者、子、父母、孫、祖父母
返還 / 死亡一時金		10 年未満の加入者が 60 歳に到達した場合、または公的年金加入者となった場合 加入者が死亡したが、遺族年金または返還一時金を受ける遺族がいない場合	納付保険料に一定利子を加算

## 国民年金死角地帯の解消

### ア．現況

期待寿命の増加により老年期が長くなって引退後の老後所得保障の重要性が高まっているが、老後の準備は非常に不十分な状況である。

老後を準備していない（24%）、または国民年金にのみ依存している（32%）比率が 56% である（世帯主基準）。

（資料：統計庁、'09 年）

'99 年から国民年金が全国民対象に拡大したが、特殊形態勤労従事者など地域加入者領域で事実上広範囲の死角地帯が存在している。

'09 年 12 月、地域加入者（868 万人）中納付例外者 505 万人（58.2%）、長期滞納者 141 万人（16.2%）である。

地域加入者は、事業場加入者とは異なり本人が直接加入を届け、保険料も全額負担である。

・特殊形態勤労従事者の所得は「所得税法」上事業所得に分類され、事業場加入者として適用できず、地域加入者としてのみ加入が可能である。

4 職種（保険設計士、学習誌教師、ゴルフ場キャディ、生コン技師）

・基礎生活保障受給者は就業しても事業場加入者から除外され、本人が加入を希望しても地域加入者としての任意加入のみ可能な状況である。

特に、女性は男性に比べて国民年金加入率および受給額が低く、老後期の貧困率が高くなる恐れがある。

'09 年の女性加入者（7,214,078 人）は、男性加入者の 63.2% にすぎない。

遺族年金給付額が低く、所得のない無配偶者女性老人の所得保障が脆弱である。

現在国民年金遺族年金は月平均 22 万ウォン水準であり、遺族の生計保護に不十分である。

### イ．推進計画

特殊雇用関係勤労者の事業場加入者適用の拡大

産災保険に特例が整備された特殊雇用関係勤労者に対して、国民年金事業場加入者適用対策を整備した（'11 年）。

参考 4 特殊職種の産災保険適用の現況

区分	従事者	全体（100％）		
		産災保険適用率	適用除外申請率	その他（意思を表明せず）
保険設計士	31 万人	16.8%	76.8%	6.4%
生コン技師	2 万人	24.8%	41.0%	34.2%
学習誌教師	12 万人	5.7%	50.9%	43.4%
ゴルフ場キャディ	3 万人	2.9%	71.9%	25.2%

資料：勤労福祉公団（'08.10）

低所得層および女性の国民年金死角地帯の解消

勤労奨励金（EITC）対象者の情報を活用し、臨時・日雇職勤労者の加入向上対策を進める。

勤労奨励金：低所得層を対象に勤労所得に応じて算定された奨励金を支給し、勤労要因を高める。

非正規職、低所得勤労者など納付例外者縮小対策を整備する。

女性の国民年金加入率などを分析して国民年金受給権強化対策を整備し、無配偶者女性老人の所得保障強化のために遺族年金給付水準適正化対策を検討する。

基礎生活受給者の職場勤労者事業場加入者の当然適用

事業場に勤務する基礎生活保障受給者も原則として事業場加入者に適用する（本人の希望時を除く）よう改善する。

農業漁業従事者年金保険料の支援

18 歳以上 60 歳未満の農業漁業従事者の国民年金地域加入者を対象に年金保険料を継続的に支援する（'10 年 243 千人）。

'10 年申告所得が 79 万ウォン以上の場合には 35,550 ウォン / 月を定額支援し、申告所得が 79 万ウォン以下の場合には本人保険料の 50% を支援する。

私的所得保障制度の拡充

ア．現況

高齢化にともなう安定した老後所得保障のために、多層老後所得保障体系を構築する必要がある。

特に、公的年金を補完する退職年金・個人年金を活性化することが重要である。

国際労働機構（ILO）の勧告によると、引退後の適正所得対処率は 55% であり、OECD 平均は 59.0% であるが、韓国の実質年金所得対処率（国民 + 退職 + 個人）は 42.1% にすぎない。

退職金の老後所得保障機能を確実に履行するために '05 年から退職年金制度を導入したが、加入率および積立額は低調である。

'10 年 6 月末、加入勤労者は約 180 万人（5 人以上の常用勤労者 737 万人の 24.5%）であり、積立金額は約 18.9 兆ウォンである（退職年金事業者 53 か所）。

退職給付制度の設定・変更は労使の合意事項であるが、退職年金選択の誘因が不十分である。

退職給付充当金の損費認定（30%）、退職一時金の所得控除（45%）など、退職金に有利な税制による退職年金への転換が遅れている。

確定給付型（DB 型）退職年金は企業が倒産する場合に積立金が喪失する危険があり、勤労者の退職年金への不安を招く。

個人年金は '94 年に導入されてから比較的速い速度で拡散してきたが、実質的な老後生活に備えた手段としての役割は不十分である。

退職年金制度の現況

導入：2005.12.1

退職給付制度の比較

退職金制度：退職給付を企業が自主的に積み立てる。企業の倒産および退職給付未積立にともなう未払い、勤労者の退職一時金受領後の一時消費などにより老後の所得保障が不十分である。

退職保険：退職金制度の問題点を補完するために '99 年に導入されたが、最低積立基準がなく職場移動の際の退職金通算措置がないなどの問題により、'10 年末に廃止の予定である。

退職年金：企業が社内に積み立てていた退職金制度に代わり、金融機関に毎年退職金該当金額を積み立てて勤労者が退職する際に年金または一時金で支給する。

区分	退職一時金	退職年金	
		確定給付型（DB）	確定寄与型（DC）
費用負担主体	使用者	使用者	使用者 （勤労者追加負担も可能）
退職給付形態	一時金	年金または一時金 （退職金と同じ）	年金または一時金 （退職金と同じが多い）
費用負担水準	年間 30 日分の平均賃金 （退職時の平均退職賃金によって変動）	退職金より多いまたは少ないことがある（使用者の運用実績によって異なる）	退職金と同じ （毎年中間精算基準）
積立方式と受給権保障	社内積立、不安定	部分社外積立（60%） 部分保障	全額社外積立、完全保障
積立金運用		使用者	勤労者
勤労者の税制優遇措置	一時金退職所得課税	年金受給時まで課税繰延	年金需給時まで課税繰延
使用者の税制優遇措置	社内積立 30% 損費認定	社内積立 30% 損費認定 社外積立全額損費認定 賃金債権保障負担金免除（退職金部門）	社外積立全額損費認定 賃金債権保障負担金免除 （退職金部門）
適合企業および勤労者	倒産の危険がなく賃金上昇率が高い勤労者	倒産の危険がなく退職年金受給者管理能力のある企業	年俸制、未払いの危険のある企業、職場移動が頻繁な勤労者
中途引き出し	可能	不可	可能（一定要件の下）

個人退職口座（IRA）：退職一時金を受領した者が毎月一定額を受領するために退職金を退職年金事業者に設定した貯蓄口座であり、中途引き出し可能である（'10年4月現在加入率3.1%）。

#### イ．推進計画

退職年金制度の早期定着および活性化

「退職年金教育・コンサルティング」事業を実施して退職年金についての認識を高め、拡散するように督励する。

新設事業場は退職年金制度を1年以内に優先設定する義務を課す。

確定給付型退職年金制度（DB）社外積立比率を現行の60%から段階的に100%まで向上させ、勤労者の受給権保障を強化する。

社内留保退職給付充当金の損費認定（現行30%）を段階的に縮小・廃止し、退職年金制度への転換誘因を提供する。

退職一時金の所得控除限度を40%に縮小し、退職年金企業誘因を高める。

#### 個人年金の活性化

長期資本市場の育成および資産運営手段の多様化など、個人年金の活性化のためのインフラを構築する。

個人年金商品の開発推進のための関連規制の緩和など、制度的支援対策を整備する。

現行退職年金と合算して300万ウォンまで認められている所得控除限度を400万ウォンまで引き上げて、退職・個人年金加入誘因を提供する。

### 1-3 事前予防的健康管理体系の構築

#### 事前予防的保健医療体系の構築

##### ア．現況

高齢化が急速に進むにつれ老人医療費が急増することが予想されることから、老人となる前に体系的に健康を維持するよう督促する必要がある。

高齢化社会（7%）に入った'00年の老人人口は全人口の7%にすぎなかったが、健康保険給付全額の17.5%を占めていた。今後老人人口の増加にともない、急激に増加することが予想される。

健康保険老人診療費割合の展望：（'05年）12.1% （'09年）31.4% （'30年）50% （'50年）75%

（KDI、'05年）

国家健康検診の受検率は毎年絶えず増加しているが事後管理が不十分であり、一部の悪質検診機関のために国民の信頼度が低い。

国家健康検診受検率：（'05年）51.6% （'07年）59.9% （'08年）65.3 （'09年）65.8%

健康増進・疾病予防への国民の関心と需要が増大しているが、このようなサービスのための制度的基盤が存在していない。

高血圧、糖尿病とこれによる脳卒中、心筋梗塞、心不全などの慢性疾患は死亡原因および疾病負担の1位であり、事後治療ではなく事前予防・管理レベルでのアプローチが必要である。

全国老人生活実態調査の結果、医師の診断した疾病中有病期間が3か月以上である慢性疾患を1つ以上持っている老人は81.3%である。

脳血管疾患、心臓疾患、糖尿病、高血圧など心脳血管疾患が全死亡者の26.1%であり、がんに次いで主要死亡原因となっている（統計庁、'08年）。

##### 疾患別死亡率の現況

1位	2位	3位	4位	5位
がん	脳血管疾患	心臓疾患	糖尿病	高血圧性疾患
28.0%	11.3%	8.7%	4.2%	1.9%

資料：統計庁、'08年

##### イ．推進計画

生涯周期対応型健康情報の提供

個別対応型健康管理サービスを提供するための健康増進統合管理システムを構築するとともに、「健康情報ポータル」（仮称「健康 e音」）を構築する。

健康関連コンテンツおよびサービスを総合的に提供する。

スマートフォン、IPTVを活用し、健康管理情報を発掘して継続的に健康管理体系を提供する基盤を整備する。

出生	・出生情報	
嬰幼兒期	・予防接種の登録管理 ・未熟児/先天性異常児の管理 ・嬰幼兒健康検診	健康増進事業 （保健所）
青少年期	・学生健康検診 ・学生口腔献身	
壮年期	・40歳生涯周期別健康検診 ・産母健康管理 ・がん検診（乳がん、胃がん、大腸がん、子宮頸部がん、肝臓がん）	
老年期	・66歳生涯周期別健康検診 ・老人健診 ・義歯補綴	健康検診結果 （国民健康保険公 団）
死亡	・死亡診断登録	

#### 健康検診事後管理の強化および受検率の向上

国家健康検診機関の評価結果を公表して質が不十分な機関を淘汰し、検診機関への管理を強化する。一部の機関を対象に専門評価を実施し（'11年）、質の管理を強化する。

検診後に個別対応型相談サービスを提供し、保険所の慢性疾患管理体系と連携して個人の健康形態の改善を強化する。

地域社会中心に検診 治療 健康検診の事後管理体系を構築する。

健康検診ポータルシステム（公団）と保健所の統合管理システムを連携して個別対応型健康管理サービスの提供を活性化する。

健康検診ポータルシステム：検診結果の照会、検診費の請求 支払いシステムの一元化、統計基盤の構築など

（情報提供範囲：検診結果活用同意者に限る）

脆弱階層の参加率向上のため、障害者検診援助制度、多文化家庭検診通翻訳サービスの拡大、公休日検診機関へのインセンティブ導入などを進める。

#### 保健所中心の統合健康管理システムの構築

既存の個別プログラム中心に運営されていた保健所健康増進事業を、対象者別対応型健康管理サービスに改編する。

生涯周期別健康管理ロードマップに応じて保健所中心の健康増進事業を提供する。

水準別（健康群、危険群、疾病群）統合的（運動、栄養、慢性疾患管理など）健康管理サービスを提供し、健康の改善を図る。

#### 統合健康管理サービスの事例

1. 日本：40歳～74歳の代謝症候群管理のための「特定健康検診・特定保健指導」制度を施行

生活習慣病関連医療費（医療費総額の30%）を抑制するために'08年から導入された。

医療保険者が40歳～74歳の加入者に対して健康検診と生活習慣改善（特定保健制度）を実施することを法で義務化している。

2. ソウル市：30歳以上の代謝症候群管理のための「代謝症候群5楽プロジェクト」モデル事業を展開

散漫な保健事業を効率的に統合運営するために、'09年からモデル事業を進めている。

健康検診後5種類（血圧、血統、腰回り、中性脂肪、コレステロール）代謝症候群危険群に個別対応型健康管理を提供している。

#### 健康管理サービスの制度化

禁煙・節酒・食餌・運動など生活習慣を改善して自ら健康を増進するよう、評価・教育・相談などを提供する健康管理サービスを活性化する。

健康測定を実施して健康危険度を疾患群・健康注意群・健康群に分類し、対象者別に健康管理サービスを提供する。

健康危険要因を有する低所得層・庶民層を対象に、健康管理サービス利用バウチャーの支援を追加する。

#### 慢性疾患管理プログラムの導入

一次医療中心の高血圧・糖尿病などの慢性疾患の継続治療および自己管理能力向上のため、プログラムを導入する。

患者登録を行い、標準管理指針を開発するとともに、患者管理支援電算プログラムを開発して配布する。

#### U-Health サービス産業の基盤拡充

U-Health の制度改善、産業標準開発専門人材の養成、階層別適用対策の健康など、U-Health 産業育成のためのインフラ構築を担当する総合支援センターを設置・運営する。

医療法上厳格に許容など、関連制度改善対策を整備する。

医療情報・機器・生産技術など U-Health 領域別国家標準を開発する。

保健診療所・療養施設・福祉施設などの雇用施設への U-Health 装備設置・共同利用支援対策を整備する。

U-Health サービス、機器など関連分野の核心専門人材の養成プログラムを開発する。

#### 老化総合研究所設立の推進

老化の原因の究明、老人性疾患の予防および治療技術の開発、老人福祉サービス連携対策の整備などに関して研究を行う老化研究所を設立する。

立地を選定して予備妥当性調査を実施し、法的根拠を整備する。

#### 海外の事例

米国：1974 年に国立保健院傘下に「老人の健康と福祉の向上」を目的に老化研究所（National Institute on Aging：NIA）を設立し、運営している。

日本：1972 年に東京都立老人総合研究所、1995 年に国立長寿医療研究センター（2004 年に国立長寿科学研究所に拡大改編）を設立し、運営している。

### 1-4 老年期生涯に備えた老後生活設計の強化

#### 老後設計基盤の造成

##### ア．現況

韓国の予備老人世代（45 歳～64 歳）の老後準備の必要性に対する認識は徐々に高まっているが、主に経済的準備など特定領域に限られている。

韓国の予備老人の老後に備えた経済的準備率は 68%であるが、老後の生活活動準備率は 42%にすぎない（韓国保健社会研究院、'08 年）

#### 韓国の老人が認識する最も重要な老後生活準備

年齢	経済準備	身体 の健 康	家族関係	友人関係	余暇活動	宗教活動	その他
65 歳以上 (%)	43.9	51.2	3.9	0.2	0.1	0.6	0.1
60 歳以上 (%)	44.7	50.1	3.9	0.2	0.2	0.7	0.1

資料：老人実態調査（韓国保健社会研究院、'08）

一部の民間機関で老後設計サービスを実施中であるが、ガイドラインがなくインフラが不足しており、未来の老人および特性変化に対応する質の高いサービスを提供するには限界がある。

##### イ．推進計画

#### 老後設計プログラムの開発および標準化

高齢層が自ら第 3 の人生を設計できるように、老後（財務・健康・余暇など）の設計サービスを提供するプログラムを開発し、標準化を進める。

#### 老後設計教育の概要

対象：ベビーブーム世代など中高年齢層、現老人世代

範囲：第 3 の人生の設計のために財務、健康、時間および余暇・趣味、学び、情緒、ボランティア活動など、老後設計領域別にプログラムを開発し、標準化

老後財務設計：多層所得保障体系、税金、負債管理など

老後経歴管理設計：雇用連携 訓練、小規模地域 NPO 創業など

老後健康設計：生活健康管理、疾病情報、療養管理など

老後余暇設計：引退前の余暇準備、趣味・余暇、ボランティアなど

老後生活設計：家族および対人関係、時間管理、学び、情緒、住居、田園生活など

#### 老後設計サービスインフラの構築

老後設計教育機関認証制の導入を検討する。

教育施設、人力など一定の規模の基準施設を備えている老後設計教育機関を認証し、サービスの質的水準を高める。

老後設計専門人力の資格管理を検討する。

一定水準以上の基準の教科目数および時間などを履修した者を対象に検証を経て資格を与え、継続して管理する。

## 老後設計サービスの支援および活性化

### ア．現況

一部の民間機関で老後設計サービスを提供中であるが、専門的な力量と管理体系が不十分であり、政府の支援体系も存在しない。

老後設計サービス提供を活性化させる条件を調整し、効率的サービスの提供のために民間機関の力量を結集させることができる協力体系を構築することが必要である。

### イ．推進計画

老後設計活性化のための民官協議会および支援体系の構築

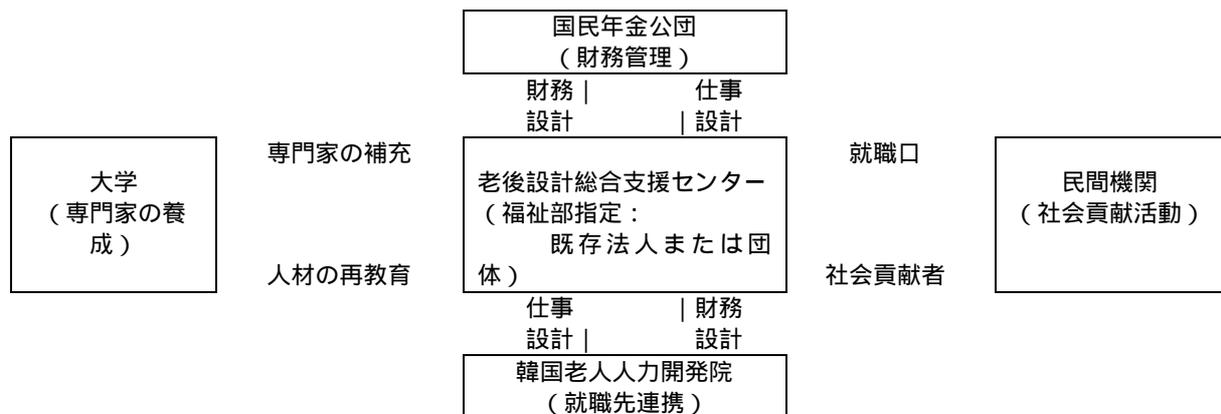
民官合同の老後設計機関協力体系を構築する。

保健福祉部主管で地方 公共 民間など老後設計機関間の相互補完的協力を構想する。

(仮称：全国老後設計協議体)

協力範囲：老後設計プログラム、専門講師、教育施設および参加インフラ、老後設計サービスに関する情報交換など)

## 老後設計の民・官 NETWORK



老後設計サービス提供体系を確立する。

政府機関および公共機関：自主職場教育などに教養科目として編成するよう誘導する。

民間企業：職場および新規教育に教養科目として編成・運営するよう、全国経済人連合、大韓商工会所などと協議・推進する。

退職勤労者対象の老後準備教育およびプログラムを実施する企業にインセンティブを提供する対策を開発する。

一般国民：地域文化院、総合福祉館などを主体として老後設計サービスの提供を進める。

地域社会で老後設計サービスが活発に行われるよう実施体系を整備する。

老後設計活性化のために「老後設計支援センター」を指定し、運営する。

老後設計サービス業務を効率的に実施するため、老後設計プログラムの開発・普及、民・官ネットワークの構築および連携、設計サービスの提供および需要先発掘などを支援する総括専担機構を指定・運営する。

## 老後設計総合支援センターの概要

### 1. 「老後設計総合支援センター」の主な機能

老後設計サービスの発展のために制度を調査・研究する。

老後設計機関間の相互協力およびサービス効率化のために教育機関協議会を構成・支援する。

老後設計サービスプログラムの開発・普及および活性化を支援する。

地域社会で老後設計サービスが活発に行われるように実施体系を構築する、などがある。

### 2. 「老後設計総合支援センター」指定基準

老後設計サービス関連事業を主な業務とする非営利法人または団体である。

老後設計サービスの調査・研究の専担組織であり、人力を備えた機関である。

老後設計サービスを提供した推進実績などその他保健福祉部長官が定める基準に沿う。

### 3. 「老後設計総合支援センター」への指定および業務を実施するのに必要な事業経費の支援

## 2 . 安定的で活気に満ちた老後生活の保障

### 2-1 雇用事業の充実化

#### 老人雇用の量的拡充および質的高度化

##### ア . 現況

老人の雇用参加欲求の増大にともなって継続的に老人雇用に拡大してきたが、依然供給量が不足している。

'10年の雇用希望老人 1,160千人中、186千人（公共分野 16.6千件、民間分野 20千件）に雇用を提供したが、需要充足率は16.3%にすぎない（老人実態調査、'08年）。

雇用内容がほとんど単純労務にとどまっており、賃金水準が月 20万ウォンにすぎないことから、老人雇用の品質上昇要求が継続的に提起されている。

特に、老人層に入るベビーブーム世代は現老人世代に比べて学歴水準が高く、専門性を活用できる「悪くない仕事（decent job）」を提供する必要がある。

国際雇用機構の「悪くない仕事（decent job）」の基準

継続的で安定的な勤務が可能

社会保険を提供

最低限中位賃金の 2/3 以上を支給

適切な勤務時間の遵守および適切な勤務環境を提供

自由選択と自己実現が可能

#### 老人雇用の類型

区分	定義	雇用例	
公共分野	公益型	地域社会の発展および開発に貢献する公益性の強い雇用	街や地域環境の保護、交通安全、防犯巡察など
	教育型	特定分野の専門知識・経験の所有者が福祉施設および教育機関などで講義	森林生態・文化財解説士、礼節・書道・漢字講師など
	福祉型	社会活動が困難な疎外階層の生活安定および幸福追求を支援	老老ケア、老人住居改善、独居老人保護、保育援助など
民間分野	市場型	製造、販売、サービスなどの事業を年間運営しつつ一定の収益が発生	宅配、ランドリー、常備菜販売、リサイクル店、農産物販売など
	人材派遣型	需要先の要求によって派遣されて一定賃金を受け取る雇用	試験監督官、ガソリンスタンド従業員、結婚式司会者、家政婦、建物管理など

老人の雇用参加は脱貧困、健康増進、社会参加による肯定的感情などの効果をともなうことから、高齢社会における最優先の福祉政策として拡大する必要がある。

#### 老人雇用事業の社会・経済的効果の分析（ソウル大、2009）

##### 生活パターンの変化

有給雇用時間の増加（1日 18%～24%）および新聞、テレビ視聴など消極的余暇活動の縮小により、生産的・活動的生活パターンに変化する。

##### 経済的効果

参加老人の 78.3%が経済的な足しになると応えており、貧困率が 6.1%p 減少した（64.1% → 58.0%）

##### 医療費の節減

年間 188 千ウォン節減された。

'06年～'08年の医療費節減額は 399 億ウォンであり、全事業運営予算の 6～16%に達する費用を回収できた。

## 社会関係の改善

参加前に維持していた社会関係は維持しつつ、各種団体、宗教、余暇活動などさまざまな社会活動が増加した。

## イ．推進計画

### 老人雇用の段階的拡大

公共分野の雇用：（'10年）166千件（'11年）176千件

民間分野の雇用：（'10年）20千件（'11年）24千件

民間企業との協力を通じて良質な雇用の創出を支援する。

老人適合性、収益性、持続可能性などが高いアイテムを中心に再編を併行して進める。

### 老人雇用の質的高度化

公共分野は、社会的価値の向上と勤労形態の多様化および給与の差異化を進める。

街の環境改善などの単純労務事業は段階的に縮小し、社会的価値の高い雇用事業アイテムを発掘・運営する。

勤労強度および勤労形態に応じて勤労時間を弾力的に運営し、給与を差別的に支給するモデル事業を進める。

民間分野や、事業の成果診断を実施して継続支援を行うか決定し、持続可能な雇用の開発のための基盤を造成する。

事業別成果診断を通じて老人適合性、収益性、持続可能性が高い事業を中心に拡大・再編する。

インターンシッププログラムなど新しい雇用創出のモデルを開発して普及させる。

老人多数雇用職種および有望職種に人力を連携し、老人の経験と特性などが活用できる高齢者に優しい専門企業の設定を支援する。

## 雇用事業の体系化

## ア．現況

急増する老人雇用政策需要を満たすためには良質な雇用の創出・供給が求められるが、そのためのインフラは脆弱な状況にある。

韓国老人人力開発院、地域社会シニアクラブ、大韓老人会就業支援センターが運営されているが、役割・機能の法的根拠が不明確であり、高学歴・専門職の引退老人への雇用支援に限界がある。

韓国老人人力開発院：老人雇用事業開発、実施機関従事者および参加老人の教育訓練、調査・研究、総合研究システムの構築・管理など

地域社会シニアクラブ：地域社会雇用実施専担機関（'10年6月86か所）

大韓老人会就業支援センター：民間就業斡旋機能の遂行（'10年中央会1、連合会16、支会236）

引退老人の経歴を活用して熟練人力の死蔵を防止するために「職能・職場シニアクラブ」の育成を進めているが、活性化は不十分である。

'10年現在2か所が指定・運営されている：健康保険公団・国民年金公団

## イ．推進計画

### 雇用支援体系機能の調整および役割強化

韓国老人人力開発院の組織を拡充し、政策支援機能を強化する。

民間分野の雇用品質を高めるとともに研究調査力量を強化し、組織診断による構造調整および人力再配置への政策支援機能を強化する。

アイテム開発、市場分析、マニュアルの普及、コンサルティングの提供、モニタリング、成果診断などの民間分野の統合ソリューションを整備して構成員の力量を強化し、老人雇用研究調査専門人力を補強する。

個別対応型相談サービス 教育 雇用・ボランティアの提供など、老人の社会参加サービスを強化する対策を模索し、法的根拠を整備する（'12年）。

女性老人に良質な雇いを支援できるように専担者を配置するなど、女性老人雇用支援の強化を進める。

老人雇用専担機関の構築および支援を拡大する。

地域社会シニアクラブの新規指定を拡大する：（'11年）100か所（'15年）140か所  
大韓老人会就業支援センターの成果管理方式を改善し、民間就業機能を強化する。  
成果目標の現実化を進めるとともに客観的成果指標を構築し、運営費支給方式の改善によるインセンティブ制度の設計を整備する。

職能・職場シニアクラブを拡大し、制度的基盤を整備する（'11年）。

民間企業および公共機関の自発的参加のためのモデル事業を進め、類型別事業モデルの開発を進める（'11年、14件開発）。

職能経済人活動支援法律など関連法律の制・改定、公共機関経営評価の反映など活性化対策の整備を進める（～'15年）。

#### 職能・職場シニアクラブの概要

概念 退職前の職場（母企業）が退職者に勤労の継続という観点から特定事業や請願相談・案内などの雇用を提供し、所得を創出する（人件費は母企業から支援する）。

現況 現在健康保険同友会（'04年）、国民年金同友会（'07年）の2か所を指定して運営している。

（1日8時間勤務、月80～90万ウォン、約200人が活動）

## 2-2 老人貧困予防のための所得保障対策の整備

### 無年金・低年金老人のための年金制度の充実化

#### ア．現況

第1次基本計画期間において、現世代の老人の老後所得保障強化のため、基礎老齢年金制度（'08年1月）と住宅年金制度（'07年7月）を導入して定着させた。

基礎老齢年金受給者（'09年12月末）：老人人口の70%、361万人

住宅年金加入者（'10年7月末）：3,340人

しかし、基礎老齢年金は給付水準が低く（'10年、1人9万ウォン）、対象が広範囲性であることなど制度の性格が不明確であり、未来の財政負担や国民年金との関係に関して問題が継続して提起されている。

住宅年金はこの間制度改善を継続してきたが、制度認知度が低く資格要件確認が困難であることなどのため活性化が不十分である。

#### 住宅年金制度の概要

本人が住宅を所有している満60歳以上の高齢者に、所有住宅を担保として死亡時まで老後の生活費を年金方式で支援する。

主な加入要件：1世代1住宅、夫婦ともに満60歳以上、住宅価格が9億以下

#### イ．推進計画

##### 基礎老齢年金の充実化

老人の貧困予防および社会貢献への補償として、満65歳以上の老人を対象に基礎老齢年金の給付を継続して実施する（老人人口の70%、'11年3,876千人）

国会内に年金制度改善委員会を構成した後（'10年）、委員会を中心に年金改革の論議を開始する。

法令によって国会内に年金制度改善委員会を設置し、改善法案を議論するよう規定する。

再構造化対策の追加研究を実施する（'10年～'11年）。

圏域別公聴会など国民的意見の集約および社会的公論化を進める（'11年）。

##### 住宅年金制度の活性化

高齢者の利用の便宜性を高めるために取り扱い金融機関を拡大するなど、政策需要を反映した制度改善および新商品開発により制度活性化の基盤を構築する。

社会福祉統合管理網（福祉部）を活用して制度の広報を行う。

基礎老齢年金申請者などに住宅年金受領可能額を公示するなど、直接的・継続的な広報により制度の活性化を進める。

住宅年金加入要件確認方法を改善するなど、制度管理の効率性を高める。

加入者死亡情報の迅速な確認により管理の効率性を高める。

[ 現行 ] 毎月行政案全部の住民登録資料により確認 [ 改善 ] 病院・斎場・互助会などと資料を追加連携

## 国民年金給付の勤労要因性の向上

### ア．現況

年金受給年齢（60歳）に到達しても勤労を継続する高齢者のために「在職者老齢年金」および「延期年金制度」を導入したが、積極的勤労要因の向上には限界がある。

#### 制度現況

在職者老齢年金制度：過剰保障の防止および社会的公平性の向上のため、国民年金加入者の平均所得（'10年月275万ウォン）以上の所得がある人に対しては年齢に応じて（60歳～64歳）年金を減額（50%～10%）して給付する。

在職者老齢年金受給者の現況：30,981人（'10年6月基準）

延期年金制度：在職者老齢年金受給権利者が所得がある業務に従事する場合、年金額減額の代わりに年金受給を1回に限り延期することができるようにし、延期した期間だけ1年に6%ずつ給付額を増額する（'07年に導入）。

延期年金申請者現況：202人（'10年2月）

在職者老齢年金は、年齢に応じた減額により社会的公平性の向上という趣旨に反し、年金額が最大50%まで減額されて勤労意欲を低下させる副作用が発生した。

現行減額基準：（60歳）50%、（61歳）40%、（62歳）30%、（63歳）20%、（64歳）10%

延期年金制度は認知度が低く、所得要件が制限されており、延期申請に対する要因効果が低いことなどから、申請者数が非常に少ない状況にある。

申請要件：所得275万ウォン以上の在職者で老齢年金受給者

### イ．推進計画

#### 在職者老齢年金制度の改善

年齢による年金額減額から所得水準別給付方式に改善する。

勤労誘因を高めるため最大減額率を緩和する（現行50% 30%に緩和）。

#### 延期年金制度の活性化

申請可能対象を現行の在職者老齢年金から60歳～64歳の老齢年金受給者に拡大する。

加算率を延期期間1年あたり6%から7.2%に引き上げ、申請誘因を高める。

## 農漁村高齢者の所得保障

### ア．現況

農漁業従事者は所得水準が低く、老後に備える余力が不足している。別途所得源がない高齢農家の経済的衝撃緩和のため、制度を整備することが急がれる。

農家所得（'08年）：都市勤労者の65%水準であり、全世帯の75%水準である。

### イ．推進計画

#### 経営移譲直接支払制の充実化

65歳～70歳の高齢農業従事者が専業農家に農地を売却・賃貸した際には一定金額を給付し、高齢農業従事者の所得安定を図る（'10年4千ha）。

#### 経営移譲直接支払制の概要

事業対象者の条件：申請直前10年以上継続して農業に従事した者

対象農地：申請以前継続して3年以上所有した農地（田、畑、果樹園）

給付条件：経営移譲後営農に従事しないこと

ただし、自家消費目的の 3,000 m<sup>2</sup>以下の所有農地は耕作可能である。

経営移譲方法

韓国農漁村公社に売却、賃貸、賃貸受託する。

60 歳以下の専業農家、専業農家育成対象者、農業法人に売却する。

給付単価：m<sup>2</sup>あたり 300 ウォン/年（売却、賃貸は同一）

給付期間：6 年～10 年（75 歳まで毎月給付）

給付上限：2ha（売買、賃貸それぞれに適用）

農地年金の導入

農村高齢農家の所有農地を担保に毎月生活費を年金のように給付する農地年金制度を施行する（'11 年）。

死後に農地を処分して精算し、当該農地は専業農家などに売却または賃貸することによって、農業経営規模の拡大と農業構造の改善を進める。

## 2-3 健康な老後生活および医療費支出の適正化

### 老年期主要疾患管理体系の構築

#### ア．現況

老人の相当数は健康損失および活動障害により、老後の生活の質が急激に低下する。

活動制限率 37.8%、日常生活援助必要率 17.8%（国民健康療養調査、'05 年）

老人の自殺原因：疾病（35.9%）、うつ病（19.6%）、子どもとの対立（9.8%）

健康保険の保障強化を継続して進めているが、老人疾病の特性に合った給付拡大は不足しており、発病疾患にともなって複数の病医院が利用されることにより診療および薬物の誤乱用が生じ、老人医療費増加を誘発している。

老人健康管理のために運動、食習慣、健康状態などを統合的に把握・診療することができる体系構築が必要である。

#### イ．推進計画

老人疾病特性に合った健康保険保障性の拡大

75 歳以上の老人を対象に入れ歯保険の適用を検討する（'12 年目標）。

骨多孔症、糖尿病および骨関節炎など、老人性疾患の治療剤の給付を拡大する。

骨多孔症の給付対象および期間を拡大する。

さまざまな糖尿病治療剤を服用した際の給付認定薬剤を拡大する（2 種 3 種、'11 年）。

骨関節炎給付認定対象年齢を拡大する（65 歳以上 60 歳以上、'13 年）。

老人多頻度疾患管理体系の構築

老人性目・耳疾患、骨多孔症予防と早期診断および管理対策を包括する国家総合対策を整備する。

老人多頻度疾患調査・検査の強化および低所得層老人対象支援対策を検討する。

地域社会保険事業のためのコミュニティガイドラインの開発・普及および保健所担当者の教育を実施する（'11 年～）。

老人口腔増進サービスの拡大

満 65 歳以上の低所得層および次上位健康保険転換者を対象に、義歯補綴事業および老人フッ素塗布・スケーリング事業を拡大する。

'11 年は義歯補綴 16 千人、フッ素塗布・スケーリング 73 千人、義歯事後管理 7 千人である。

痴呆老人管理体系の構築

#### ア．現況

韓国の痴呆患者は'10 年に約 47 万人と推定され、高齢化にともなう痴呆老人の増加により痴呆医療費など莫大な社会的負担の増加が予想される。

痴呆による診療費総額は5,034億ウォン（'08年）と前年（3,267億ウォン）から65%増加しており、1人あたりの年間診療費は2,778千ウォンである（'08年）。

痴呆老人の数  
（単位：千人）

区分	2008	2009	2010	2020
65歳以上の人口数	5,016	5,193	5,357	7,701
65歳以上の痴呆老人数	421	445	469	750
痴呆有病率（%）	8.4	8.6	8.8	9.7

資料：痴呆管理マッピング開発研究（韓国保健社会研究院、'97）の痴呆有病率を土台とし、「将来人口推計」の老人人口数（統計庁、'06）を活用して再推計した。

痴呆の否定的認識および誤解により、治療・管理を回避し、隠す事例が多数ある。

65歳以上の老人中、「年をとると誰でも痴呆にかかる」と誤って認知している場合が40.5%、「痴呆は治療不可能である」と誤って認知している場合が60.5%である（韓国老人痴呆認知度調査結果、重複回答、ソウル大学病院、'08年）。

60歳以上の老人中、痴呆予防の可能性について「不可能である」または「不可能なほうである」と答えた場合が20%、痴呆に関する相談、教育、キャンペーンなどに接したことがない場合が66.5%である（老人痴呆認識程度および扶養期待に関する調査、蔚山社会調査研究院、'07年）。

#### イ．推進計画

体系的な痴呆予防・治療・管理

痴呆予防および早期発見のための痴呆早期検診事業の拡大、痴呆患者の治療・管理のための治療・管理費の支援および事例管理を実施する。

痴呆早期検診参加者数：（'11年）920千人（'15年）1,421千人

公共保健情報化事業と連携し、国家痴呆登録管理および認知再発プログラムによる継続的な治療・管理を行う。

継続的な痴呆予防・管理のための「2段階国家痴呆戦略」の樹立を進める。

効果的な痴呆管理のためのインフラ構築

総合的・体系的な痴呆予防管理のために国家痴呆事業推進団を運営し、中央 圏域別 地域別の伝達体系を構築する。

痴呆専門人力の養成、痴呆相談センター機能の補強、痴呆実態調査などの研究を強化する。

痴呆患者に関する認識改善

痴呆家族の集まりを活性化し、「痴呆克服の日」（9月21日）の行事および各種広報媒体などによって否定的な社会の雰囲気改善する。

#### 長期療養保険の充実化

#### ア．現況

老人長期療養保険の導入により家族の扶養負担が解消され、老人の健康状態が好転した。

'10年5月現在、等級認定者31万人中サービス利用者は27万人である。

療養等級（2.38等級 2.43等級、高いほど改善）および問題行動の改善（2.27点 1.21点、低いほど改善）、意思疎通障害好転（25.6% 19.2%）、褥瘡発生率の減少（6.3% 3.7%）など

長期療養保険制度の安定的定着・発展のため、予防的サービスの強化、サービスの質の向上、受給秩序の確立など、制度充実化の努力を引き続き行う必要がある。

長期療養等級認定者の多数が痴呆・中風・筋骨格系疾患患者であり（77%）、長期療養利用者の機能および健康改善のための先制的措置が必要である。

サービスの質を高めるために療養保護士資格試験および教育機関指定制を導入したが（'10年4月）、継続した管理が求められる。

長期療養機関評価を導入したが現行評価指標の結果指標が不十分であり、客観的指標による成果評価体系を構築する必要がある。

受給者の家庭において提供される在宅サービスの特性、長期療養機関の乱立と機関間の受給者確保競争などにより不当行為が引き続き発生している。

最近2年間（'08年～'09年）に虚偽請求などが確認された262機関に対して、請求総額（621億ウォン）の5.9%に該当する36億7千万ウォンの不当金額の回収および行政処分を行い、過料を課した。

また、等級外者の痴呆・中風者が28千人（21.5%）にあり、保護が必要な中風老人に対する最低限の保護が急がれる。

老人人口における受給者の比率：韓国（'09年）5.5%、ドイツ（'05年）11%、日本（'05年）16.8%

## イ．推進計画

予防的サービス供給力量の強化

療養 医療サービス間の積極的連携のための療養施設専担措置を導入する（'11年）。

周期的診療、健康状態チェック、非常時の医療機関移送などに関して、療養施設別専担医師、医療機関と医療協約の締結を進める。

施設入所防止および在宅サービス利用の活性化のために、療養 治療 地域社会サービスの連携を進める。

在家給付 地域社会サービス 医療サービスの連携を強化するとともに消費者中心の集中的事例管理モデルを開発し（'10年後半）、運営対策を整備する（'12年）。

質の高い療養サービスの提供

療養保護士教育課程の調整および資格管理体系の構築による力量強化を支援する。

療養保護士教育課程および教材の内容の適切性について再検討・改編を行う。

療養保護士資格試験制および教育機関指定制施行の効果を分析する（'11年）。

学界・現場の専門家の意見を集約し（'12年）、教育課程調整（案）を整備するとともに標準教材を改定する（～'15年）。

現場密着型補修教育（OJT）プログラムの整備・実施により実質的な力量を強化する。

補修教育の実施（'12年）後、評価および補修教育の法制化を検討し、推進する（'13年）。

療養保護士の専門性強化および質の高い療養サービスの提供のための「経歴はしご（Career Ladder）開発など、経歴管理対策を整備する（'14年）。

臨床的成果を中心に評価指標を開発し、長期療養機関を評価する際にモデル適用を開始する（'11年～）。

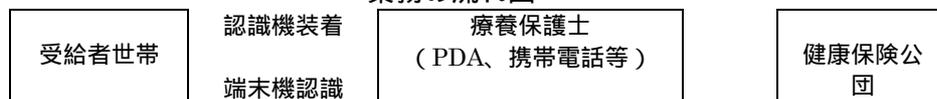
長期療養保険受給秩序の確立

RFID方式「在宅サービス管理システム」モデル事業の結果に基づき、段階的に拡大して施行する（'11年）。

受給者世帯に電子タグをつけ、療養保護士の携帯電話などを活用してサービスの開始・終了時間を転送する。

給付時間の短縮（20日→10日）などへの機関参加インセンティブを提供する。

## 業務の流れ図



毎月の請求案件に対する電算審査機能を強化して周期的に資料を点検することにより、不当行為を事前に遮断する。

公団および民間団体（協会）と連携し、長期療養機関教育を継続的に実施する。

法令・告示改定事項および不当類型別事例の教育により不当行為を予防する。

新設される長期療養機関に対する教育を強化する。

不法・不当行為根絶のために法令を改定する。

不当請求額過多機関はマスコミなどを通じて業者名、代表者などを公表する。  
不当請求額が 15 百万ウォン以上または不当比率が 20% 以上の場合  
不法・不当機関行政処分を強化する。

長期療養保険対象者を拡大する。

サービスの質の向上および受給秩序の確立など制度の充実化を進めた後、その結果をもとに対象者を拡大するか検討する。

## 老齡期基礎健康増進のための運動事業の活性化

### ア．現況

老人医療費支出が診療費総額の 30% を超えており、老人健康管理の重要性が増大している。常に運動することによって基礎健康を確保する必要がある。

韓国老人の週 3 回以上の規則的な生活体育参加率は 23.5% 水準である（文化体育観光部、'08 年）。

保健所、老人福祉館、生活体育会、敬老堂など各地で散発的に老人運動プログラムを運営しているが、効率性および体系性が不十分である。

### イ．推進計画

#### 老人運動事業の活性化

地域社会の老人たちに事前予防的健康管理に焦点をおいた老人健康プログラムを普及させる。

#### 老人運動文化の拡散および専門人力の拡充

老人運動文化拡散のための広報およびキャンペーンを実施する。

老人運動専門人力拡充のための優秀講師管理を行い、継続的運動文化拡散のために自助的な集まりを活性化する。

全国 234 の市・郡・区の生活体育会に老人専門生活体育指導者を配置し、老人に適した生活体育活動指導サービスを提供する。

全国規模の老人生活体育大会を開催して老人生活体育に関する社会的関心を高め、生活体育参加の場を整備する。

## 医療費支出の適正化

### ア．現況

健康保険の高い非給付本人負担、急速な高齢化傾向、薬品費の増加などにより、医療費支出が継続して増加傾向にある。

'07 年の国民医療費は GDP の 6.8% であり、'00 年～'07 年に年平均 12.3% と急速に増加している。健康保険支出は'00 年～'09 年に年平均 12.8% 増加している。

非給付本人負担の年平均増加率（'06 年～'08 年）は 21.5% であり、同期間の健康保険給付費年平均増加率 11.0% を大きく上回っている。

'03 年～'09 年の薬品費は平均 13.1% ずつ増加しており、同期間の診療費増加率 11.5% を上回っている。

国民医療費における薬品費の割合（'07 年）：OECD 平均 14.5%、韓国 23.3%

'09 年 9.9% の老人人口（483 万人）が全診療費の 31.4%（12.3 兆）を占めており、老人人口増加にともなって診療費もまた上昇することが予想されることから、支出適正化対策の整備が必要である。

外国の事例：日本は'04 年の老人医療費の割合は 36%～38% の水準である（'05 年、高齢化率 20%）。

#### 老人治療費の推計

2015年	37.9%
2020年	45.6%
2025年	56.1%
2030年	65.4%

資料：健康保険公団、'08

国民の経済的医療接近性の保障を強化しつつ健康保険財政の健全性を確保するため、収入の拡充と支出の効率化に向けた制度改善が必要である。

#### イ．推進計画

健康保険の支出効率化による財政健全性の確保

風邪などの軽症中心から重症疾患中心に健康保険の給付構造を転換する。

重症火傷の本人負担の引き下げ、抗がん剤および難病治療剤の保険給付拡大など、重症疾患を中心に医療費負担を軽減する。

電動スクーター・車椅子など、障害者保障具の保障範囲を拡大する。

診療費負担が大きい非給付項目を給付に転換・拡大する。

医療費支出効率化対策を進める。

新包括報酬制モデル事業を拡大し（現在 76 疾病群 '11 年以後 100 疾病群）、大型病院外来診療利用の適正化対策を整備するとともに長期入院期間の本人負担差異化対策を検討する（'11 年）

市場型実取引価償還制および院外処方インセンティブ制の早期定着、高血圧治療剤などの既登載医薬品目録整備の早期完了（'11 年）、複製薬価格構造の改善の検討など、薬剤費節減対策を整備する。

保険料決定の際の財政当局との事前協議を強化し、収入の安定的拡充のために供給部門の財源調達比重を拡大する対策を検討する。

## 2-4 さまざまな社会参加、余暇文化機会の提供

### 高齢者ボランティアの活性化およびインフラの構築

#### ア．現況

老人人口は急速に増加しているのに対し、老人のボランティアへの参加は総体的に低調である。

老人の約 11% がボランティア経験があり、そのうちの約 5.3% が現在参加中である（統計庁、'09 年）。このうち組織的・継続的活動を行っている老人は 1 万人余り（333 ボランティア団体）にすぎない。経済的余裕と専門性を備えた健康な中産層引退者の増加によりボランティア欲求は高まっているが、適正な社会参加対策を見出せていない。

ベビーブーム世代である 40 代～50 代のボランティア参加率は約 25.9% であり、全人口のボランティア活動参加率の 20.1% より高い（全国自願奉仕活動実態調査研究、行政安全部、'08 年）。

部署別根拠法令によって、類似・重複した機能を持つセンターが設置・運営されたり、同一事案の業務基準が異なって現場で混乱が生じる可能性がある。

主な根拠法令：社会福祉事業法および施行令、老人福祉法および施行令、高齢者基礎生活保障法施行令、低出産・高齢社会基本法など

ボランティア希望老人や組織体に統合的情報と管理を提供することが出来る推進体系および支援体系を構築する必要がある。

#### イ．推進計画

高齢者ボランティア活動の活性化

全国 246 の自願奉仕センターで地域の実情に合った「お年寄り自願奉仕団」を拡大して構成・運営する。

ボランティア活動優秀者を選定し、記念牌授与および地域マスコミなどを通じて広報する。

高齢者ボランティア活動の専門化

専門老人自願奉仕プログラムを開発・普及する。  
 金融・保健医療・教育相談など大分野中心に開発する。  
 （'11年）30事業団に1千人（'15年）150事業団に75百人  
 高齢専門人のボランティアを組織化し、活動を支援する。  
 退職教員、企業人など専門退職者で構成されたボランティア法人・団体の設立を支援する。  
 元老科学技術人の奉仕活動事業を活性化する。  
 科学技術の話特別講義および自願奉仕者教育の施行、科学関連施設観覧客などへの展示品説明活動、  
 障害者および老人への科学技術常識などの普及・伝播活動を行う。

高齢者ボランティア活動の基盤整備  
 老人ボランティアの広報を強化し、認識改善を進める。  
 専門老人自願奉仕団のブランド化の推進、公募展の開催、全国老人自願奉仕大祝祭などを行う。  
 老人ボランティア活動の共通基準を整備する（傷害保険の義務化、実費支援基準、時間認証および  
 認定方式など）。

（'11年）老人自願奉仕運営共通基準の整備（'12年）モデル運営（'13年）補完および施行  
 老人自願奉仕活動支援共通プログラムを開発し、機関の教育負担を軽減する。  
 老人自願奉仕管理専門教育課程を開発し、教育を実施する（'12年～'15年）

ボランティア情報網の連携の構築  
 ボランティア登録、需要先照会、ボランティア申請、配置、教育情報、分野別ネットワーキングお  
 よびコミュニティ形成などの総合情報を提供する。  
 マニュアル電算化を支援して専門老人自願奉仕プログラム標準運営マニュアルを開発・電算化を実  
 施し、優秀プログラムを拡大普及させる。  
 専門知識・技術を備えた専門職および退職老人のDBを確保し、新規団体を発掘・管理する。  
 '10年、100団体

#### 高齢者の余暇文化享有基盤の拡大

#### ア．現況

65歳以上の老人の社会団体活動参加は宗教団体（45.6%）と親睦団体（59.6%）に集中しており、  
 文化活動（1.2%）やスポーツ・レジャー団体（4.0%）加入率は非常に低調である。

老人余暇文化の需要は拡大しているが、関連インフラが不十分であり適切な余暇生活を送れない状  
 況にある。

#### 65歳以上の老人の週末と休日の余暇活動方法

テレビ、ラ ジオ視聴	旅行	文化芸 術観覧	スポー ツ活動	コンピ ュータ ー	創作趣 味活動	ボラン ティア 活動	宗教活 動	家事	休息	社交活 動
43.7%	1.7%	0.2%	2.3%	0.4%	0.6%	0.3%	13.4%	15.8%	13.2%	6.8%

資料：高齢者統計（統計庁、'09年）

#### イ．推進計画

高齢者の余暇文化プログラムの開発・普及  
 健康で活気に満ちた老後生活を支援するための老人余暇プログラムを開発し、老人福祉館、敬老堂  
 などに普及させる。

老人福祉館、敬老堂、老人会館などに専門講師を派遣する（'11年45人）。

#### 老人福祉施設のインフラ拡充

市・郡・区別に老人福祉館1か所以上の設置を目標に、老人福祉館の新築を継続して進める（毎年  
 13か所、分権交付税を活用）。

#### 文化バウチャーの支援

基礎生活受給者および次上位階層の老人を対象に文化バウチャー（年間 5 万ウォン券のポイントを支給、'11 年 1 万人）を提供する。

地方文化院お年寄り文化プログラムの開発・普及

地域文化の拠点である地方文化院を活用し、老人の文化享有および雇用創出など積極的な社会活動参加機会を拡大する。

お年寄り文化学校を運営し、老人を文化自願奉仕者に養成する。

地方文化院お年寄り文化学校、お年寄り文化分かち奉仕団、生活文化伝承プログラムの運営など

### 3 . 高齢者に優しい社会環境の造成

#### 3-1 高齢者に優しい住居・交通環境の造成

##### 高齢者に優しい住居環境の造成

###### ア．現況

家族と同居する高齢者が徐々に減っている一方、高齢者 1 人または夫婦のみで居住する世帯が増加しており、高齢者適成型住居空間の確保が必要である。

##### 全人口の増加における高齢者世帯の増加の推移

年度	一般世帯	老人世帯 (1 人 + 夫婦)	一般世帯に おける老人 世帯の構成 比	人口	老人人口	全人口にお ける老人人 口の構成比
1980	7,969	167	2.1	37,407	1,446	3.9
1985	9,571	268	2.8	40,420	1,750	4.3
1990	11,354	443	3.9	43,390	2,262	5.2
1995	12,958	752	5.8	44,554	2,640	5.9
2000	14,312	1,140	8.9	45,985	3,395	7.2
2005	15,971	1,599	10.0	48,138	4,383	9.1
2007	16,417	1,792	10.9	48,456	4,556	9.4
2010	17,152	2,037	11.9	48,875	5,354	10.9
2020	19,012	2,960	15.6	49,326	7,821	15.7
2030	19,871	4,618	23.2	48,635	11,899	24.1

資料：1980 年から 2000 年までの統計庁の人口および世帯推計（2000-2020）、2005-2030 年以後の資料は統計庁の人口および世帯推計（2005-2030）を参考して作成

高齢者単独居住世帯の増加にともない、高齢者の身体的特性を考慮した住宅設計が必要である。

'07 年の老人住居実態調査によれば、7.2%の高齢者が住宅内で滑る・転ぶなどの安全事故を経験している。

農漁村では独居老人、挙動不便老人が老人全体の 20.3%（'07 年、農村振興庁）と全国平均（3.2%）よりも大きく高くなっており、農漁村の脆弱老人に対する政策的配慮が必要である。

###### イ．推進計画

高齢者の住居安定のための制度的基盤を整備

「高齢者住居安定法」の制定により、高齢者の住居の安定に対する総合的な法律体系を構築する。

「高齢者住居安定法」の主な内容

高齢者最低住居基準および最低安全基準の設定

高齢者の特殊性を考慮して最低住居基準および最低安全基準を定立する。

高齢者用賃貸住宅の建設義務および住宅改補修費用の支援

無障害設計賃貸住宅の供給および住宅改造費用の支援によって、高齢者の住居環境を造成する。

高齢者用賃貸住宅の継続的供給

新技術および福祉需要条件の変化などを反映し、高齢者用国民賃貸住宅施設基準を高齢者用住み家住宅設計基準に改定する。

改定された新設基準を適用した高齢者用賃貸住宅を'10 年に 1,500 戸建設する。

住み家住宅のうち長期公共賃貸住宅総世帯数の 5%（非首都圏は 3%）を高齢者用賃貸住宅として継続的に供給する。

「高齢者用住み家住宅設計基準」（2010 年 10 月改定告示予定）

国民賃貸＋永く賃貸住宅に居住する高齢者を対象とする。

長期公共賃貸住宅の総世帯数の5%（非首都圏は3%）以上を高齢者用住宅として供給する。

住居環境が良好な住居棟の低層部に高齢者用住宅を集中的に供給する。

浴槽の高さ調整など一部便宜施設項目を新設するとともに、安全手すりの設置、座式シャワー施設の設置など選択型項目を提供する。

#### 農村健康長寿村の育成

満65歳以上の老人人口が20%以上である超高齢化村を対象に、老人の特性に合った健康管理、学習、社会活動、環境整備、所得および経済活動など、総合的な支援を進める。

1村1健康実践、1人1運動特技などの健康プログラムを運営する。

農村老人の農作業性疾患の減少のため、筋骨格系疾患予防体操を開発し、普及させる。

老人のさまざまな社会活動および能力の開発プログラムを運営するなど楽しい生活を支援する。

老人雇用力を活用したウェルビーイング、環境に優しい農産物、伝統食品加工などを暇つぶし活動として所得事業と連携させる。

#### 高齢者に優しい大衆交通および歩行環境の改善

##### ア．現況

高齢者の社会活動活発化にともない、移動便宜を支援するための交通環境の造成が必要である。

地下鉄、都市バスなどの交通手段が高齢者に優しい設計となっておらず、老人が利用する際に不便であるとの声がある。

外出時の不便な点	
不便な点なし	42.8%
バス（電車）の乗り降り	16.6%
階段、傾斜の上り下り	27.4%
治療が多く外出が危険	3.2%
電車、バス停留所が遠い	2.7%
その他	7.7%

資料：2008 老人実態調査（健康保険公団，'08）

交通死亡事故全体は減少しているが、交通事故死亡者における65歳以上の老人は31.3%と非常に高い水準にある。

老人死亡事故における歩行者の死亡は52.1%（952人）であり、歩行中の致死率が11.0%とい一般（4.2%）の2.6倍の危険がある。

最近5年間の死亡事故全体は8.4%減少しているが、老人死亡事故は7.4%増加しており、'09年の死亡事故5,838人において65歳以上の老人は1,826人を占める。

高齢運転者が引き続き増加しているが、老人大学・福祉館・敬老堂などでは「歩行者の安全」中心の教育に限定されている。

#### 65歳以上の高齢運転免許所持者現況の推移（推定）

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
60歳以上の免許所持者（人）	1,320,317	1,502,628	1,737,226	1,982,596	2,240,046	2,505,370

2010年6月末基準の60歳以上の年齢別免許所持者現況に基づき、今後65歳以上の免許所持者現況を推定したものである。

##### イ．推進計画

###### 便利な交通環境の造成

老弱者などが安全で便利に大衆交通を利用できるよう、鉄道および地下鉄（エレベーター1,152か所、エスカレーター1,706か所）の昇降設備を拡充・支援する。

乗・下車が便利な低床バスの普及を拡大する（全国市内バスの50%水準）。

#### 安全な歩行環境の造成

歩行者優先区域モデル事業、障害物のない生活環境の認証拡大などによって、交通弱者の移動便宜を増進させる。

歩行者優先区域モデル事業を国庫補助金支援方式に変更し、障害物のない生活環境認証制度を法制化するとともに認証を拡大する。

老人福祉施設だけでなく、公園・ゲートボール場など老人の利用が多い施設を中心に老人保護区域の指定を継続して拡大する。

’10年5月末を基準とし、老人保護区域 235 か所を指定・管理中である。

老人の利用が頻繁な地域などを中心に、横断歩道・案内表示板などの設置を拡大する。

老人保護区域の指定にともない、信号機・加速防止段など安全施設を追加設置・改善する。

#### 高齢運転者安全教育の推進

老人運転者教育プログラムの開発および教育を活性化する。

視・知覚認知反応検査、老人交通事故類型など高齢運転者に特化した交通安全教育プログラムを開発し、教育の活性化を推進する。

全国運転免許試験場（26 か所）で週末を利用し、希望者に限り無料教育を実施する。

保険開発院と協力して教育履修者に保険料割引などのインセンティブを提供する対策を整備し、教育の活性化を進める。

大都市圏運転免許試験場において優先的にモデル実施した後、毎年5か所ずつ拡大していく。

老人利用施設・地域を対象に考慮し、さまざまな広報物を制作して配布する。

交通事故発生事例および安全な生活習慣を中心に広報物を制作する。

夜光杖・防止・チョッキなどの安全用品を制作し配布する。

### 3-2 老人権益の増進および老人恭敬基盤の整備

#### 独居老人および夫婦老人世帯の保護の強化

##### ア．現況

高齢化、核家族化、家族の扶養機能の弱化により、保護が必要な独居老人および挙動不便老人が引き続き増加している。

65歳以上の1人世帯は’10年に約百万人に達し、保護が必要な独居老人は約18万人と推定される。

要保護独居老人の趨勢：（’07年）152千人（’08年）160千人（’09年）168千人（’10年）176千人

全体老人中の独居老人の比率			
	全体老人数	65歳以上単独世帯	独居老人の比率
2008年	5,016	931	18.6%
2009年	5,193	976	18.8%
2010年	5,357	1,021	19.1%
2011年	5,537	1,065	19.2%
2012年	5,742	1,111	19.3%

資料：将来人口推計（統計庁，’06）、将来世帯推計（統計庁，’07）

共稼ぎ世帯の増加により孫を養育する老人が増加しており、孫の養育にともなうストレスおよび健康悪化が憂慮されるが、これに対する支援対策は不十分である。

孫のいる老人で長期的に養育する割合は7.2%である。

農漁村の高齢化および多文化家庭の増加などにより、脆弱世帯が増大している。

政府の住居支援政策は都市地域に偏重しており、農漁村地域の住居供給政策が不十分である。

## イ．推進計画

### 独居老人および孫養育老人の保護の強化

所得・健康・社会的接触水準・住居状態などが脆弱な独居老人を対象に、安全確認、生活教育、サービス連携など個別対応型福祉サービスを提供する。

独居老人に対する家事・活動支援により、脆弱老人への社会安全網を構築する。

孫を養育する老人の健康および情緒補完のための支援を実施する。

孫養育老人家事援助サービスを支援する。

孫養育老人相談および健康・保健サービスを支援する。

### 農村家事援助

農村に居住する 65 歳以上の夫婦世帯など、家事活動が困難な脆弱農家への家事援助を支援する。

### 虐待老人の保護の強化

## ア．現況

家族などから虐待を受けている老人は増加しているが、老人虐待予防のための支援は不足しているのが実情である。

全国の老人保護専門機関で届出を受け付けた老人虐待事例は'05 年の 2,038 件から'08 年の 2,369 件に継続して増加している。

虐待の種類別、加害者の類型	加害者の類型		
	同居家族	非同居家族	家族以外
身体的	31.2%	24.5%	39.2%
情緒的	45.0%	18.9%	50.0%
経済的	8.9%	16.8%	71.3%
看護・付添い放棄	24.0%	73.7%	-
経済的遺棄	11.0%	87.5%	-

資料：老人虐待の現況（福祉部，'08）

地方老人保護専門機関を継続して拡充してきたが、市・道別で平均 1.4 か所にすぎず、政策需要への対応が困難である。

地方老人保護専門機関：（'04 年）16 か所 （'07 年）18 か所 （'09 年）20 か所 （'10 年）23 か所

### 民間事業

社会福祉共同募金会モデル事業として「1588-9222 SFN ホットライン相談電話」を実施している（韓国在家老人福祉施設協会およびカリタス修女会所属の 60 余機関が参加している）。

社会福祉共同募金会の支援を受けて、13 の老人虐待予防センターが運営されている（'03 年～'05 年）

## イ．推進計画

### 老人虐待予防インフラの構築および教育広報の強化

地方老人保護専門機関および休憩所を拡充し、被害老人の一時保護を行うとともに虐待再発防止のための事後モニタリングを強化する。

届出義務者の範囲拡大および虐待行為者の処罰強化等、法令の改定を進める。

## 老人恭敬および福祉基盤の整備

### ア．現況

家族関係の変化にともなう扶養および孝に対する新しい認識に基づき、時代に合った孝の文化を定立する必要がある。

老父母扶養者への社会的支援として高齢者賃貸住宅の 10%優先供給および税制恵沢（年末所得追加控除）などを施行中であるが、インセンティブとしての機能は微弱である。

	老父母扶養に対する認識				
	家族	家族と政府 および社会	政府と社会	自分で解決	その他
2002年	70.7%	18.2%	1.3%	9.6%	0.2%
2006年	63.4%	26.4%	2.3%	7.8%	0.1%
2008年	40.7%	43.6%	3.8%	11.9%	-

資料：社会統計調査（統計庁，'09）

地方自治団体別に地域の実情を考慮した老人福祉プログラムを開発・施行中であるが、地方自治体間の政策交流が不十分であり、優秀プログラムの拡散に限界がある。

### イ．推進計画

孝文化の定着のための孝行奨励条件の整備

孝行者、敬老優待寄与者などに対する表彰および広報を拡大する。

親の日記念行事、孝の月の運営および孝行者の発掘褒賞を実施する。

放送および新聞などマスコミ媒体を活用して孝行奨励活動などを広報する。

老人の日および敬老の月の行事の活性化を進める。

老人の日記念行事を実施する。

模範老人、老人福祉寄与者および団体発掘褒賞を実施する。

老人扶養家族への支援を強化し、老人優待の社会的雰囲気を作成

老父母扶養者への住宅優先供給など、インセンティブの提供を検討する。

地域特性に合った老人福祉優秀事例を開発する。

地方自治団体老人福祉優秀プログラムを発掘褒賞し、地域別に特色ある老人福祉政策モデルを開発する。

2015年の改善されたようす

分野		指標	現在	2015年	備考 (主な国家の水準)	
ベビーブーム世代の高齢化対応体系の構築	さまざまな労働機会の提供	高齢者(55～64歳の就業者数)雇用率	60.4% (’09年)	62%	OECD平均54.1%、米国62.1%、英国58.2%、日本66.3% (’09年)	
	多層的老後所得保障体系の確立	退職年金加入率 (20～59歳)	全事業場の5.58% (’10年)	11.0%		
	事前予防的健康管理体系の構築	健康検診受検率	65.8% (’09年)	73%	日本2012年目標値：65%	
安定的で活気に満ちた老後生活の保障	雇用事業の充実化	老人雇用創出数	18.6万	30.6万		
	所得保障対策の整備	65歳以上の国民年金受給者比率	24.4%	33.1%		
	健康な老後生活および医療費支出の適正化	痴呆早期検診参加者数	60歳以上9.6% (906千人) (’09年)	60歳以上13.6% (1,421千人)		
		老人長期療養サービス受恵率	309千人5.8% (’10年)	404千人6.3%	OECD主要国のサービス利用率：施設と在家を合わせた平均が6.75%	
	さまざまな社会参加、余暇文化機会の提供	老人自願奉仕登録者数	45千人	95千人	米国ボランティア参加率41.4%	
高齢者に優しい社会環境の造成	高齢者に優しい住居・交通環境の構築	高齢者用賃貸住宅供給比率(対賃貸住宅総数)	2.3% (’10年)	5%(首都圏) 3%(非首都圏)		
	老人の権益増進および老人恭敬基盤の整備	老人援助基本サービス受恵者	120千人 (’10年)	249千人		

毎年の政策成果評価および政策条件によって変更の可能性がある。

